

次世代育成支援対策推進法に関する 学校法人北星学園 次世代育成支援対策行動計画

北星学園は、教職員が仕事と子育てを両立することができるように職場全体で支援し、教職員全員が働きやすい環境をつくることで、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、第Ⅲ期行動計画に引き続き、次のとおり第Ⅳ期行動計画を策定します。

次世代育成支援対策行動計画【第Ⅳ期】

計画期間

2022（令和4）年3月1日から2025（令和7）年3月31日までの3年1年間

内容

目標1. 男性の育児休職などの取得促進をさらに進めること

〈対策〉男性職員が育児に参加するために、育児休職のみならず育児短時間勤務など様々な制度の利用を引き続き学内広報等により情報提供する。

対策期間：2022（令和4）年3月1日～

目標2. 子の出生時における父親の休暇取得を促進すること

〈対策〉出産日から随時取得可能な慶弔休暇「配偶者の出産3日」の日数増を検討するとともに、年次休暇との連続取得などの促進に努める。

対策期間：2022（令和4）年3月1日～

目標3. 3歳から小学校始期までの子どもを育てる職員の勤務時間を検討すること

〈対策〉3歳から小学校始期までの子どもを育てる職員が、業務に支障が生じない範囲内で保育所等への送迎等のために早出遅出勤務が出来るような制度を検討する。

対策期間：2022（令和4）年3月1日～

目標4. 「所定外労働時間削減」のための周知・啓発・対策を行う。

〈対策〉教職員が仕事と子育てを両立するためには、調和のとれた仕事及び生活時間の確保が必要となる。「所定外労働時間削減」のため具体的方策を検討する。

対策期間：2022（令和4）年3月1日～

目標5. 法令による「年5日の年次有給休暇の取得」を順守しつつ、教職員のさらなる年休取得日数を促進すること

〈対策〉労働基準法第39条第7項には、全ての事業者に対して、年次有給休暇が10日以上発生した従業員に年5日の年次有給休暇を取得させなければならない旨が定められています。法令を遵守し、教職員のさらなる年休取得日数を促進するため、いわゆる「ワーク・ライフバランス」（生活と仕事の相乗効果）を進めるために、各所属において教職員の業務負担量の平準化策を検討し、年次休暇の計画的な取得や連続休暇の取得促進を検討する。

対策期間：2022（令和4）年3月1日～